

【別添】

安全保障輸出管理責任者（研究支援センター課長）

「特定類型該当性に関する申告書」の提出の経緯や目的につきまして

1. 国の「安全保障貿易管理」と本学の体制：

本申告書の提出は、国の「安全保障貿易管理」活動の一環です。この安全保障貿易管理とは、大量破壊兵器^(※1)の開発や軍事などに転用される可能性のある「貨物」（物品類）並びに「技術」（研究の成果や情報等）が、懸念活動を行う恐れのある国家やテロリストなどに渡ることを防ぐことを目的に、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）の下、国際社会と協調して輸出等の管理を行うというものです。我が国においては、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組が外国為替及び外国貿易法に基づき実施されています。

※1 「大量破壊兵器等」：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

核兵器、軍用の化学製剤若しくは軍用の細菌製剤又は各製剤散布のための装置、300km以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機（各々、部分品を含む）。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すれば罰せられる可能性があることに留意する必要があります。例えば、規制対象である貨物の輸出や技術の提供をする場合は、経済産業大臣の許可を得る必要があります。（結果として）無許可で輸出・提供をおこなった場合は法律に基づき刑事罰や行政制裁が科されることがあります。

学習院大学では、研究者が国の法令等を遵守できるように、また懸念活動の恐れのある国家やテロリストから研究者を守り、安心して研究活動を推進できるように、「学習院大学安全保障輸出管理規程」を制定（平成31年4月1日施行、令和4年5月1日改正）し、この規定に基づく管理体制を構築しています。（図1）

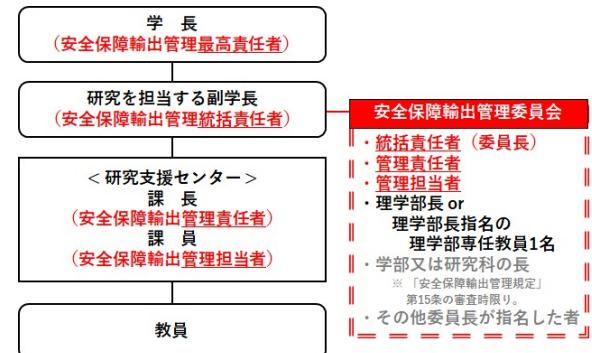


図1. 本学規定に基づく安全保障輸出管理体制

2. 国の「みなし輸出管理」とその「運用明確化」：

（1）国の「みなし輸出管理」

外為法では、「規制技術」に関して

1) 『国境を越える提供』

2) 『居住者から非居住者への提供』

を経済産業大臣への許可申請が必要な「技術の提供」として管理しています。

この内 2) は、当該非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、「日本国内」における居住者から非居住者への技術提供についても“輸出とみなして”管理しており、これを「みなし輸出管理」と呼びます。但し、令和4年4月までは、「入国後6ヶ月経過又は日本国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われる」とされていたため、該当する外国人は規制の対象外でした。（図2）

（2）みなし輸出管理の「運用明確化」

機微技術（軍事に用いられる可能性の高い、外為令等に規定される技術）の流出懸念が国際的に増大する中、『従来のみなし輸出管理では、特定国の影響下にある居住者による機微技術流出



図2. 「みなし輸出管理」（令和4年4月まで）

のリスクに十分に対応できていない』との懸念が抱かれたため、役務通達^(※2)が改正（令和3年1月18日公布・令和4年5月1日施行）され、令和4年5月からは、「雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態を”特定類型に該当する”」とし、

3) 『居住者から特定類型に該当する居住者への提供』は『みなし輸出管理の対象であることが明確化』されました。（図3）ここで「規制技術を提供する側の居住者に許可申請義務がある」点に留意願います。

※2 「役務通達」：https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf
輸出管理用語の略称としての「役務通達」とは、正式名称「外国為替及び外貨貿易法第25条第1項及び外貨替引第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」のこと。

この明確化を受け、大学として、新任の専任教員の皆様に「特定類型該当性に関する申告書」の提出へのご協力をお願いする次第です。

なお、本学では、項1)に関しては「技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート」と「海外出張 学内手続きの要否確認書」にて、項2)は「外国人・特定類型該当者（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート」を用いて事前確認を実施いただいております。

3. 「特定類型申告書」の提出について：

（1）特定類型の分類

大学等が対象とされる「特定類型」は、具体的には、以下の①と②に分類されています。

- ①雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者
- ②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

【大学・研究機関において想定される具体例】

●特定類型①：

例1：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員

例2：外国企業（☆）に勤務している社会人学生

☆国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業（外国企業の子会社である本邦法人）は含まれない

●特定類型②：

例1：外国政府から留学資金の提供を受けている学生

例2：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、（大学や研究室としてではなく）個人として多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

（2）特定類型の確認方法

「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」（「役務通達」別紙1-3）では、
“新規採用時に誓約書等を用いた自己申告により特定類型該当性①②を確認”
という方法が提示されており、本学では「申告書」の形式といたしました。

なお、令和4年4月までに採用された方々への対応や、申告書提出以降の対応に関しては、
”就業規則等に基づき副業・利益相反行為が禁止・報告制であれば、その際に改めて確認
することが可能と見なされる”
とされていて、この点を本学は満たしております。

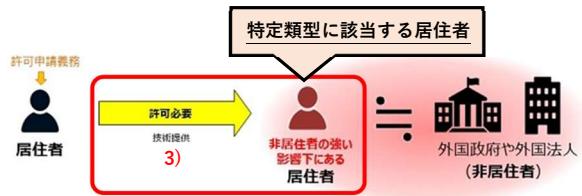


図3. 「運用明確化」（令和4年5月以降）